



福島医発第43号(地)

平成23年 4月 6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する  
診療報酬等の請求の取扱いについて

平成23年4月4日付け福島医発第21号(地)並びに、平成23年4月6日付け福島医  
発第41号(地)においてご連絡申し上げておりました標記の件につきまして、福岡県国民  
健康保険団体連合会より各保険医療機関へ別紙のとおり通知されておりますので、ご連絡申  
し上げます。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎  
会長 蒲池 壽

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 4 月 日

各 保 険 医 療 機 関 }  
各 保 険 薬 局 } 殿  
各訪問看護ステーション }

福岡県国民健康保険団体連合会  
(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する  
診療報酬等の請求の取扱いについて (お願い)

本会レセプト電算業務につきましては、平素から格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

すでにご承知のとおり、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(厚生労働省保険局医療課事務連絡)により一部負担金を猶予する等の旨、連絡がなされておりますが、今般、標記に係るレセプトの記載事項が下記のとおり厚生労働省保険局医療課より出されましたので、該当するレセプトを請求される際は記載に不備のないように留意していただきますようお願いいたします。

記

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて  
(平成23年3月29日付け 厚生労働省保険局医療課事務連絡) (抜粋)

1 (略)

2 (略)

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) (略)

(2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限

り保険者等を記載すること。

- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。

- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、一括して所定事項を記載すること。

### （３）医療機関の窓口において一部負担金の支払いを猶予したものに関する取扱い

- ① 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成２３年３月１５日付け医療課事務連絡）により一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災１」と記載するとともに、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等の対象とならない明細書の双方を２枚１組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災２」と記載すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和５１年８月７日保険発第８２号）に基づき、記載すること。

- ② 一部負担金等の猶予をしたときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号５１】などの「公費併用レセプト」となるもの。）の対象にならない。このため、一部負担金等の支払を猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

（参考） 被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、一部負担金等を猶予した場合には、「不詳」「災１」と記載することとなる。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成23年4月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

4 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。(電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。)

5 (略)

※ なお、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(平成23年3月29日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)の全文を本会のホームページに4月6日以降に掲載いたします。

URL : <http://www.kokuhoren-fukuoka.jp/>

担当：審査管理部 審査管理課 審査管理係

TEL 092 (642) 7837

FAX 092 (642) 7854

## 電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

### 1. 事務連絡3(2)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する
- 被保険者証の「記号」は記録しない
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

### 2. 事務連絡3(2)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
  - 「記号」は記録しない
  - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する
  - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する

### 3. 事務連絡3(3)①関連

本事務連絡3(3)①において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「96」、保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」、摘要欄の先頭に「災1」と記録すること。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」、摘要欄の先頭に「災2」と記録すること。

### 4. 事務連絡3(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

(補足事項)

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(平成23年3月29日付け 厚生労働省保険局医療課事務連絡) (抜粋)」を載せていましたが、その後「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」(平成23年4月1日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)が出されましたので、下線を引いた箇所について補足いたします。

記

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(2)

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法 (通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること) で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項(件数、診療実日数及び点数等)を記載すること。

(3) 医療機関の窓口において一部負担金の支払いを猶予したものに関する取扱い

- ① 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(平成23年3月15日付け医療課事務連絡)により一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で(災1)と記載するとともに、同一の患者について、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で(災2)と記載することとし、震災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)に基づき、記載すること。

- ③ 入院分について、例えば月末に3月診療分の支払を一括して受けるような場合であっても、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意すること。

また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意すること。

(参考) 一部負担金等とは、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額などをいう。